

# つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

令和7年3月27日  
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和6年つがる西北五広域連合条例第8号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理業許可申請等)

第2条 条例第2条の規定により、し尿等収集運搬業、し尿等処分業又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、様式第1号による一般廃棄物処理業許可申請書に、次に掲げる書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 個人住民税の納税証明書及び個人事業税の納税証明書（法人にあっては、法人市民税の納税証明書及び法人事業税の納税証明書）
- (3) 事業所及び車両保管場所の見取り図及び写真
- (4) 従業員名簿
- (5) し尿等収集運搬車両、設備及び器具の一覧表
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類
- (7) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第2号に該当しない旨を記載した書類
- (8) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第4号に掲げる書類
- (9) その他広域連合長が必要と認める書類

(許可証の交付等)

第3条 条例第3条第1項に規定する許可証は、様式第2号によるものとする。

2 条例第3条第2項に規定する許可証の再交付申請書は、様式第3号により提出しなければならない。

3 条例第2条に規定する許可事項の変更を行おうとする者は、様式第4号による許可事項変更承認申請書に、当該変更が生じたことを証する資料を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

4 前項の申請により交付する許可事項変更承認書は、様式第5号によるものとする。

(営業の休廃止の届出)

第4条 条例第9条に規定する営業の廃止又は休止の届出は、様式第6号による業務廃止（休止）届によるものとする。

(許可の取消し等)

第5条 広域連合長は、条例第10条の規定により、許可を取り消し、又は業務の停止を命ずるときは、様式第7号による許可取消書又は様式第8号による業務停止命令書により

行うものとする。

(し尿等搬入実績報告書の提出)

第6条 し尿等収集運搬業者は、様式第9号による毎月分のし尿等搬入実績報告書を翌月の10日までに広域連合長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(西北五環境整備事務組合の解散に伴う経過措置)

2 西北五環境整備事務組合の解散の日以前において西北五環境整備事務組合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和57年西北五環境整備事務組合規則第2号。以下「解散前の規則」という。）により交付された許可証は、この規則の相当規定により交付された許可証とみなす。

3 この規則の施行の日以前に解散前の規則によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

つがる西北五広域連合長

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者 〕

下記の許可区分について、つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和6年つがる西北五広域連合条例第8号）第2条に規定する関係書類を添えて申請します。

記

許可区分（申請する区分に○を記入すること。）	
	し尿等収集運搬業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項）
	し尿等処理業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項）
	浄化槽清掃業（浄化槽法第35条）

事業所の所在地	
車両保管場所の所在地	
連絡先	
営業区域 （管内全域又は市町名）	

様式第2号（第3条関係）  
指令第 号

許 可 証

様

許 可 区 分	
許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
遵 守 事 項	<p>（し尿等収集運搬業） し尿等収集運搬業の許可を受けた者にあつては、し尿等収集運搬に際して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に従い実施すること。</p> <p>（浄化法清掃業） 浄化槽清掃業の許可を受けた者にあつては、浄化槽清掃に際して、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条（清掃の技術上の基準）に従い実施すること。</p>

年 月 日

つがる西北五広域連合長

様式第3号（第3条関係）

再 交 付 申 請 書

年 月 日

つがる西北五広域連合長

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

許可証を紛失（毀損）したので、つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和6年つがる西北五広域連合条例第8号）第3条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

1 許 可 区 分

2 許可年月日及び指令番号

年 月 日 指令第 号

※添付書類 許可証を毀損した場合は、その許可証

様式第4号（第3条関係）

許可事項変更承認申請書

年 月 日

つがる西北五広域連合長

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

年 月 日 指令第 号で許可を受けた許可事項の内容について次のとおり変更したいので、つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和6年つがる西北五広域連合条例第8号）第2条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更予定年月日		
変更理由		

様式第5号（第3条関係）

許 可 事 項 変 更 承 認 書

様

年 月 日付けで申請のあった許可事項の変更について、その内容が適正であると認められるため、つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和6年つがる西北五広域連合条例第8号）第3条の規定により承認する。

年 月 日

つがる西北五広域連合長

様式第6号（第4条関係）

業 務 廃 止 （ 休 止 ） 届

年 月 日

つがる西北五広域連合長

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者 〕

年 月 日付け 指令第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業  
（ 業）を廃止（休止）したいので、つがる西北五広域連合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和6年つがる西北五広域連合条例第8号）第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止（休止）する許可区分の種類	
業 務 内 容	
営 業 区 域	
廃止（休止）予定年月日	
廃止（休止）の理由	

※廃止の場合は、許可証を添付すること。

様式第7号（第5条関係）

許 可 取 消 書

様

年 月 日付け 指令第 号で許可した一般廃棄物処理業  
( 業) については、次の理由により許可を取り消します。  
(取消理由)

年 月 日

つがる西北五広域連合長

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つがる西北五広域連合長に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つがる西北五広域連合を被告として（つがる西北五広域連合長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

業 務 停 止 命 令 書

様

年 月 日付け 指令第 号で許可した一般廃棄物処理業  
（業）については、下記により業務の停止を命ずる。

記

1 停止を命ずる事項

2 停 止 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 停止を命ずる理由

年 月 日

つがる西北五広域連合長

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つがる西北五広域連合長に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つがる西北五広域連合を被告として（つがる西北五広域連合長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

